

令和7年度第9回  
東京都私立学校審議会  
会議録（第855回）

令和8年1月21日（水）  
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 お待たせしました。

ただいまから、令和 7 年度第 9 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

それでは、初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員 20 名のうち、16 名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○井上私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 8 年 1 月 21 日付、東京都知事、小池百合子

記、1、専門学校お茶の水スクール・オブ・ビジネスの目的変更認可について（千代田区）、ほか 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と新たに諮問される案件 4 件の計 6 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号から第 6 号までの全ての議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、専門学校お茶の水スクール・オブ・ビジネスの目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 1 号、専門学校お茶の水スクール・オブ・ビジネスの目的変更認可について、御説明いたします。

専門学校お茶の水スクール・オブ・ビジネスは、昭和 51 年 6 月 1 日に設置認可を受けた

学校ですが、このたび、設立時の目的から、時代の変化に合わせ、ビジネスマン及び公務員の育成を目的とする内容に変更するため、目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の旧目的は、要項1に記載のとおりです。

新たな目的は「本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、簿記、パソコン等の技能を有するビジネスマン及び公務員として、社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする」になります。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

変更の理由は、時代の変化に合わせ、ビジネスに関する職業全般及び公務員の育成を目的とするため、です。

設置者は学校法人お茶の水学園で、理事長は常慶良輔氏、校長は同じく常慶良輔氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第2号は、学校法人山王台佐藤学園の寄附行為認可について。

議案第3号は、馬込幼稚園の設置者変更認可についてでございます。

本件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の内野委員から調査結果につきまして、説明をお願いいたします。

○内野委員 それでは、私、内野から、議案第2号及び第3号につきまして御説明申し上げます。

本案件は、学校法人を設立し、大田区所在の馬込幼稚園の設置者を佐藤治子氏から学校法人山王台佐藤学園へ変更するものでございます。

去る12月18日、小林委員、私学部及び大田区の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

馬込幼稚園は、昭和24年の設置認可以来、70年以上にわたり、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育方針については、興味や関心の芽生えを助け、心と体の調和の取れた成長を促すことを大切にしていると伺いました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については、以上のとおりでございますが、その際、3点の要望をしてまいりました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、学校法人の定める寄附行為及び園則に基づき、適正かつ安定的な法人運営、学校運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、貴園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうかと存じます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○瀬戸私学行政課長 では、事務局から議案第2号、3号について御説明申し上げます。

これは、大田区所在の馬込幼稚園の設置者を佐藤治子氏から学校法人山王台佐藤学園に変更するものでございます。

要項に基づきまして、初めに、学校法人山王台佐藤学園の寄附行為認可について御説明いたします。

「議案第2号 学校法人山王台佐藤学園設立要項」を御覧くださいませ。

名称は「学校法人山王台佐藤学園」で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2と要項3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は「馬込幼稚園」でございます。

役員及び評議員につきましては、私立学校法に定める資格及び構成に適合しております。

資産等につきましては、要項7から要項9に記載のとおりでございます。学校法人化の要件を満たしているところでございます。

続きまして、議案第3号、次のページです。

「馬込幼稚園設置者変更要項」を御覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から要項3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和8年2月2日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人山王台佐藤学園を設立するものでございます。

新設置者は学校法人山王台佐藤学園、設立代表者は佐藤治子氏、園長も佐藤治子氏でござ

ざいます。

経費の見積り及び維持方法は、要項 8 に記載のとおりでございます。

また、要項 9 にございますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しているところでございます。

以上で、議案第 2 号及び第 3 号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○加茂川委員 簡単な質問をお願いします。

本件も、私がいつも関心事として発言をお願いしている、個人立幼稚園を学校法人立に変えることですので、大変方向として望ましいと思いますし、これに至るまでの行政の御指導や関係団体の御尽力が形になったものとして、高く評価し、関係者の労を多としたいと思うわけでございます。

ただ、1 点質問は、議案第 2 号にありますように、土地、園地がなお一部借用で残っているようで、所有者も複数名ですから、多分、土地関係の権利関係が複雑だろうとは想定できるのですが、この借用部分について、いずれ自己所有になるのが望ましいとは思いますが、自己所有についての見通しがどうなっているのか、あるのか、ないのか、教えていただければと思いました。

○近藤会長 お願いします。

○事務局 回答させていただきます。

この土地は、8 年前の園舎建築時、地主から借用した土地でして、現在、寄附の見込みはない状況ではありますが、学校法人化後も引き続き賃貸借契約を結んで、登記を行う予定でございます。

以上です。

○近藤会長 よろしいですか。

○加茂川委員 はい。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第 4 号は、鈴蘭幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 4 号、鈴蘭幼稚園の廃止認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は宗教法人覚願寺、園長は小久保良裕氏でございます。

園児の処置でございますが、令和6年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、令和6年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第4号を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第5号は、満願寺幼稚園の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、満願寺幼稚園の廃止認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は宗教法人満願寺、園長は横山俊隆氏でございます。

園児の処置でございますが、令和6年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、令和6年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申い

たします。

次に、高等学校についての案件でございます。

議案第6号は、目黒日本大学高等学校（広域の通信制課程）に関わる学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号について御説明いたします。

これは、学校法人目黒日本大学学園が設置しております、目黒日本大学高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程・修業年限・収容定員につきましては、それぞれ要項1から要項5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6を御覧ください。

1点目として、不登校またはその他特別な事情を有する本校及び他校に在籍している生徒に対し、単位修得を支援する体制を整えるため、科目履修生の対象や修得単位数の要件を条文に追記いたします。

2点目として、生徒の利便性や学習の機会の確保に利点があるため、3学期制から前後期制に変更いたします。

3点目として、生徒の希望に合わせた進路実現を目的とし、教育課程及び平日授業時間を変更いたします。

4点目として、教育課程表の単位数に合わせ、課程の修了に必要な単位数を変更いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和8年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1「学則比較対照表」を御覧ください。

1点目の変更です。

学則第4条に定める科目履修生の受入れについて、不登校またはその他特別な事情を有する本校及び他校に在籍している生徒に対し、36単位を上限に学びを継続できるように、単位修得を支援する体制を整えるため、科目履修生の対象や修得単位数の要件を条文に追記いたします。

これまでも、科目履修生の受入れについては、学則に定めておりましたが、その定義が不明確であったため、このたび、定義を明確化し、改めて受入れ体制を整備するものです。

2点目の変更について御説明いたします。

学則第7条に定める学期について、当初、本校の全日制課程に合わせ、3学期制としておりましたが、通信制課程においては、全日制課程の長期休業期間中に面接指導や試験を行う関係上、生徒の利便性や学習の機会の確保に利点があるため、3学期制から前後期制に変更いたします。

3点目の変更について御説明いたします。

学則第22条の教育課程について、学則の別表に定める教育課程及び平日授業時間を変更

いたします。

詳細については、別紙2から別紙4の「教育課程新旧比較対照表」を御覧ください。

別紙2は、令和8年4月1日以降入学者用、別紙3は令和8年3月31日以前入学者用の教育課程となっております。

また、別紙4は、令和4年4月1日入学者用の教育課程ですが、対象生徒が全員卒業しているため、削除いたします。

別紙1「学則比較対照表」にお戻りください。

最後の変更点について御説明いたします。

学則第24条に定める卒業の単位数について、教育課程表の単位数に合わせ、課程の修了に必要な単位数を74単位から78単位に変更いたします。

変更点については以上です。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日及び法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上、議案第6号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

次回開催は、2月18日、水曜日を予定しております。

御審議ありがとうございました。

午後3時17分閉会